

附属明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

期首又は期末のいずれにも残高はないため、記載は省略している。